

保健福祉部

No. 32

制度名	へき地診療所運営費補助	主管課名 医療政策課 医療整備 G 問合せ先 029-301-3186		
目的・趣旨	へき地における住民の医療の確保を図る。			
〔対象団体〕 へき地診療所を運営する市町村（県知事が指定する診療所）				
〔対象事業〕 へき地診療所の運営事業				
〔補助要件等〕 へき地診療所の開設者が行うへき地診療所の運営費（国保診療所は除く。）				
<p>＜へき地診療所の設置基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径 4 km の区域内に他の医療機関がないこと。</li> <li>・当該区域内の人口が原則として人口 1,000 人以上であること。</li> <li>・診療所の設置予定地から最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して 30 分以上要するものであること。</li> </ul>				
〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費 (医療活動費、研究費、研修費、医療費、伝導装置経費)				
〔補助限度額等〕 ① 対象経費ごとの基準額と実支出額を比較して少ない方を選定する。 ② ①により選定された額と総事業費から診療収入を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。				
〔経費負担割合〕				
区分	国	県	市町村	その他
	2/3	—	1/3	—
〔2 年度当初予算額〕 2,482 千円	〔2 年度補助対象団体〕 北茨城市			
〔備考〕				